

UAE 外資出資比率規制の緩和について

2018年6月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ドバイ事務所

ビジネス展開支援部　ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所が現地法律コンサルティング事務所 Clyde & Co LLP に作成委託し、2018年6月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Clyde & Co LLP は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Clyde & Co LLP が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所
E-mail：info_dubai@jetro.go.jp

JETRO

本報告書作成委託先：

Clyde & Co LLP, Dubai
PO Box 7001, 15F, Rolex Tower,
Sheikh Zayed Road, Dubai,
United Arab Emirates

Tel: +971-4-384-4000
Fax: +971-4-384-4004
Email: mero@clydeco.ae
HP: www.clydeco.com

كليرد انكو
CLYDE & CO

UAE 外資出資比率規制の緩和について

アラブ首長国連邦（以下、UAE）内閣は、UAE の経済成長を刺激するために、オンショア（国内）における、外資出資比率規制を緩和する決議案を可決しました。この動きは、UAE のオンショアまたはフリーゾーンに設立されたすべてのビジネスに影響を及ぼすことが想定されます。本レポートでは、現在の出資比率規制を概観しつつ、この緩和措置がもたらす影響について解説します。

UAE 商業会社法の第 10 条（2015 年連邦法第 2 号令）は、外国資本の出資比率の規制について定めており、UAE 国内で設立した会社は、UAE 国民株主が少なくともその持ち分の 51%を保有しなければならないとしています。

2017 年 9 月、UAE 政府は 2017 年連邦大統領令第 18 号でこの規制が緩和されることを示唆しました。大統領令第 18 号は、UAE 内閣に対して、外国人がすべて、または大部分の資本を所有する活動および会社に関する決議の発令を可能にしました。

本発表は、閣議決定が UAE 政府により可決されたことを示しますが、その詳細はまだ不明であり、また、緩和があらゆる業種のすべての法人に適用されるかどうかについても未定です。なお、サウジアラビアでは、業種により外資出資比率の割合が定められており、特定の業種については、サウジアラビア国民がその資本のすべてを保有している必要があるとされています。本発表ではすべての UAE の法人における完全な外国資本の出資は、2018 年末には許可されると報告しています。

また、今回の発表には、投資家、医療・技術・科学分野の専門家、学生向けの 10 年間の長期滞在ビザの詳細についても含まれていました。

UAE 政府は、実行計画の一部としてレポートを 2018 年の第 3 四半期に発表するとしており、この変更が及ぼす影響とその詳細は、今後数カ月間に明らかになると思われます。

以下は検討すべき幾つかの課題となります。

LLC（有限責任会社）－保護措置

多くの場合、外国人投資家は、これまで自らの少数株主持ち分を保護するための措置を講じています。外国人投資家はこれらの措置や資本構成の見直しに関して助言が必要となるでしょう。少なくとも UAE 国民株主が 51%の持ち分を移譲するには、彼らの協力が必要不可欠となりますし、このため、外国人投資家が資本構成の見直しを行うには、UAE 国民株主との利害調整が必要となることが想定されます。

LLC（有限責任会社）－株主数

現在、UAE 会社法では、UAE 国民に対してのみ、一人の株主として UAE に設立された LLC の全資本を保有することを認めていますので、この条項が改正されない限り、一人の外国人が一つの法人を通して LLC の全資本を保有することはできません。

支店—法人形態の変更

外国人投資家は、外資出資比率の規制のため、これまでは LLC よりも支店の形態で UAE に進出することを優先していたかもしれません。しかし、UAE で運営する支店は親会社と別個の法人とはみなされないため、支店に対する責任が限定されません。外国企業は将来、今回の決定を踏まえ、LLC への法人形態の変更を再考してみても良いかもしれません。さらに、今回の新しい法律が UAE 国民による支店スポンサー（サービス代理人）を選任せずに UAE 支店の設置を認めるかどうかについては定かではありません。

フリーゾーン

UAE フリーゾーンに事業所をもつ主なメリットとして、外国資本による 100%出資が認められている点があります。閣議決定がオンショアのすべての業種に 100%の外国資本による出資を認める場合、明らかにフリーゾーン事業所のメリットが問われることとなります。しかし、フリーゾーン法人には、関税の免除や、首長国法下で認められる一定の免税期間の適用などのメリットがあります。

フリーゾーン法人は現在、フリーゾーンの境界内で運営することが義務付けられています。今後、条件次第では、これらの事業運営上の制約が取り除かれるかどうかにも注目されています。

税金

UAE 連邦経済省は、連邦法人税の導入を検討していると発表しました。サウジアラビアでは、既に外国資本の企業には所得税が課せられています。UAE 政府の法人税法案の詳細は、まだ公表されていませんが、外資出資比率と課税もしくは税率がどのように関係するか、またフリーゾーンにも適用されるかどうかは今後の焦点になると思われます。

今回の動きは、緩和の程度にかかわらず、UAE の更なる近代化に向けた法整備の推進の観点で大きな進展を意味します。過去 3 年間に UAE 政府は新しい会社法、破産法、VAT 法を成立させ、また、新しい仲裁法にも署名しました。そのなかでも外資出資比率の緩和は最も大きな影響を及ぼす可能性があります。